◇**相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律**（法律第二五号）（法務省）

1　総則

この法律は、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）（以下「相続等」という。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続

㈠　承認申請

(1)　土地の所有者（相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができることとした。（第二条第一項関係）

(2)　承認申請は、その土地が次のいずれかに該当するときは、することができないこととした。（第二条第三項関係）

イ　建物の存する土地

ロ　担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地

ハ　通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地

ニ　土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地

ホ　境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

㈡　承認申請の却下

法務大臣は、承認申請が申請の権限を有しない者の申請による等の場合には、承認申請を却下しなければならないこと等とした。（第四条関係）

㈢　承認

法務大臣は、承認申請に係る土地が次のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(1)　崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの

(2)　土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地

(3)　除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地

(4)　隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの

(5)　(1)から(4)までに掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

㈣　事実の調査等

法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができること等とした。（第六条～第九条関係）

㈤　負担金の納付等

承認申請者は、㈢の承認があったときは、その承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する一〇年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭（以下「負担金」という。）を納付しなければならないこととし、負担金が納付された時において、㈢の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属すること等とした。（第一〇条及び第一一条関係）

3　国庫帰属地の管理

2㈤の規定により国庫に帰属した土地（以下「国庫帰属地」という。）のうち、主に農用地又は森林として利用されている土地は、農林水産大臣が管理し、又は処分すること等とした。（第一二条関係）

4　雑則

㈠　承認の取消し等

法務大臣は、承認申請者が偽りその他不正の手段により2㈢の承認を受けたことが判明したときは、その承認を取り消すことができること等とした。（第一三条関係）

㈡　損害賠償責任

2㈢の承認に係る土地について当該承認の時において2㈠(2)又は2㈢のいずれかに該当する事由があったことによって国に損害が生じた場合において、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに2㈢の承認を受けた者であるときは、その者は、国に対してその損害を賠償する責任を負うこととした。（第一四条関係）

㈢　権限の委任

この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができることとした。（第一五条第一項関係）

5　罰則

農林水産大臣が管理する国庫帰属地の処分をするために必要な調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。（第一七条第一項関係）

6　附則

㈠　この法律の施行後五年を経過した場合における施行状況に関する検討規定を設けることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

◇**農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律**（法律第二六号）（農林水産省）

1　題名

題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」とすることとした。（題名関係）

2　目的

この法律は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　農業法人投資育成事業の対象法人の追加

農業法人投資育成事業について、その対象として、農業法人（農事組合法人又は株式会社等（株式会社又は持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業を営むものをいう。以下同じ。）に加えて、以下の法人を追加することとし、事業名を「農林漁業法人等投資育成事業」へと変更することとした。（第二条関係）

㈠　株式会社等であって林業を営むもの

㈡　株式会社等であって漁業を営むもの及び漁業生産組合

㈢　農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営むもの（農業法人並びに㈠及び㈡に掲げるものを除く。）

㈣　農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物の生産又は㈢の事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動として農林水産省令で定めるものを行うもの（農業法人及び㈠から㈢までに掲げるものを除く。）

4　3の㈣の法人への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加

3の㈣の法人への投資を行おうとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、農林漁業法人等投資育成事業の事業計画（以下「事業計画」という。）に当該法人が行う事業活動の内容を記載することとし、その内容が農林水産大臣が定める基準に照らして適切である場合に事業計画を承認することとした。（第三条第三項及び第五項第五号関係）

5　外国法人である農林漁業法人等への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加

外国法人である農林漁業法人等への投資を行おうとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、事業計画に当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者（7において「国内事業者」という。）との関連性を記載することとし、その内容が農林水産大臣が定める基準に照らして適切である場合に事業計画を承認することとした。（第三条第四項及び第五項第五号関係）